

令和6年度山形県DXコミュニケーション展開支援事業 業務委託基本仕様書

1 事業の目的

山形県では、これまで山形県DX推進ラボ（以下「ラボ」という。）の創設・運営などを通じて、山形県内の企業等（以下「企業等」という。）のDXを推進し、生産性向上や新たなビジネスの創出を図ってきた。しかし、未だDXに対して無関心・様子見の企業等が多数存在しており、このような企業等に対して、積極的にアプローチして啓発等を実施していく必要がある。このため、この事業は、企業等への訪問によるヒアリングを通じ、DXに進むための情報の提供や課題の抽出を行うとともに、DXに進む企業等を掘り起こすことを目的とする。

2 委託業務名

令和6年度山形県DXコミュニケーション展開支援事業業務

3 事業対象者

企業等

4 事業対象予定者数

企業等 400 社以上

5 委託業務の内容

この事業は、デジタル技術を活用する能力、情報を管理する能力及び中小企業の経営に対して指導する能力のいずれも有する者（デジタル大臣から任命されたデジタル推進委員であることが望ましい。以下「DXコミュニケーター」という。）が行う企業等への訪問によるヒアリングを通じて、デジタル技術で解決可能な潜在的な課題を抽出し、解決策の提案や助言を行うとともに、DXに進む企業等の掘り起こしを行うものである。訪問に当たっては、DXに進む第一歩となるよう、その手段として、ラボの構成機関の一つである公益財団法人やまがた産業支援機構（令和6年4月1日に、公益財団法人山形県企業振興公社と公益財団法人山形県産業技術振興機構とが合併して成立する予定の公益財団法人をいう。以下「機構」という。）への相談（特に専門的な技術開発に係る相談にあっては、山形県工業技術センターへの相談を含む。以下同じ。）を促す。

この事業においては、達成目標件数（この事業の目的を達成するために必要な企業等への訪問によるヒアリング件数をいう。以下同じ。）を設定する。その件数は、400 社以上とし、重複を除いた実数とする。

この事業の目的を達成するため、次に掲げる業務に取り組むこととする。併せて、具体的な提案が盛り込まれた提案書の内容も、この業務の内容に含むものとする。

(1) 事業の企画・支援・管理業務

この事業を遂行する上での体制を構築し、事業責任者を置くこと。DXコミュニケーターが行う企業等への訪問によるヒアリングの計画（以下「訪問計画」という。）の立案、事業体制構築、DXコミュニケーターに対する支援や管理業務を行うこととし、これらの業務には、次に掲げる内容を含むこと。

イ 訪問計画の作成

- (イ) 訪問計画は、訪問先、訪問時期等を具体的に定めること。
- (ロ) 達成目標件数以上の件数の訪問計画とすること。
- (ハ) (ロ)にかかわらず、あらかじめ、山形県産業労働部産業技術イノベーション課（以下「所管課」という。）から提供する指定訪問先リストに記載された企業等（以下「指定訪問先企業等」という。）には必ず訪問することとし、達成目標件数から指定訪問先企業等への訪問によるヒアリング件数を差し引いた件数は、地域、業種、業態等のバランスを考慮して設定すること。この場合において、当該訪問計画は、所管課と協議の上、立案すること。
- (ニ) (イ)から(ハ)までにかかわらず、直接の訪問が難しい場合の代替案についても検討し、状況に応じて対応可能な訪問計画とすること。

ロ 訪問先で使用するコンテンツの作成

訪問先での紹介や簡単なヒアリングのため、少なくとも次の(イ)から(ホ)までに相当する資料を作成すること。この場合において、受託者が既に自身の事業で使用しているものを活用することを妨げない。その他、事業の遂行上、必要なコンテンツについても作成すること。

- (イ) 訪問先にDXへの興味や関心を抱かせるコンテンツ
 - a 受託者が持つコンテンツその他外部で作成されたコンテンツ（著作権などの権利関係上、支障のないものに限る。）などを用い、訪問先の企業等がデジタル技術の利活用などに興味関心を持つようなものを作成するとともに、この事業を進めていく中で必要があれば、改善及び充実に取り組むこと。
 - b 企業等ごとに課題が異なることを想定し、当該課題に対応するコンテンツを作成すること。
- (ロ) 機構及び山形県工業技術センター（以下「機構等」という。）への紹介及び誘導コンテンツ

機構等の紹介や機構等への誘導用のコンテンツについて、機構等のホームページ、パンフレット、セミナーチラシ等を活用し、所管課と協議の上、作成すること。この場合において、ラボのメールマガジンへの登録方法、機構等への相談の登録方法等を含めること。
- (ハ) ヒアリングマニュアル

訪問時の大筋対応などについては、マニュアルとして整備し、訪問者の如何を問わず一定以上の訪問業務が可能となるようにするとともに、当該マニュアルは、ヒアリングの状況等に応じて適宜改善すること。

(ニ) 訪問報告書

- a 訪問先ごとに訪問の結果を整理したデータベースを整備するとともに、訪問者等が情報端末機器から入力可能なものとする。
- b aのデータベースの入力項目には、少なくとも次の内容を含むものとする。この場合において、(a)の従業員数、業態、売上規模及び立地並びに(b)から(e)までについては、データクレンジングを行うことなく分析できるよう、事前の分類やコード化、入力制限、表記ゆれの抑制などについて検討し、所管課と協議の上、作成すること。
 - (a) 企業等の情報（企業等の名称、従業員数、業態、売上規模及び立地（市・町・村））

- (b) 外訪形態
- (c) 企業等の抱えている課題カテゴリ
- (d) 紹介内容
- (e) 勧誘成果
- (f) 面談概要
- (g) 企業等の担当者の情報（氏名、役職及び連絡先）
- (ホ) この事業に係る管理業務との連携
 - a この事業の事業責任者は、事業の業務プロセスを策定し、事業の進捗やメンバーの管理を行うこと。
 - b 機構等との連携プロセスを、所管課及び機構と協議の上、策定し、情報共有の体制や定期報告を含む連携の仕組みを構築すること。
 - c a 及び b に掲げるもののほか、所管課をはじめ、この事業に必要となる機構等その他の関係機関との連携及び調整を図り、業務を円滑に進めること。

(2) 外訪業務

策定した訪問計画や外訪業務プロセスに従って企業等を訪問し、経営課題ヒアリングを行うとともに、DXの必要性やメリットを伝えること（機構等の活用を促すことを含む。）。その際、次のイからニまでについては、必ず実施すること。

イ 外訪形態

対象企業等を訪れ、少なくとも(1)に定めた業務に必要な時間、ヒアリングや説明などを行うこと。ただし、諸般の事情により直接訪問できない場合においては、次により外訪件数1件とみなすことができる。

- (イ) セミナーを開催した場合に、参集した企業等に対してヒアリングを行うこと。
- (ロ) 個別の訪問によるヒアリングと同等の内容でオンラインによるヒアリングを行うこと。

ロ DXコミュニケーターであることの提示及び機構等のコンテンツの活用

- (イ) 外訪時には、DXコミュニケーターであることがわかるよう、山形県から発出する通知書を必ず携帯すること。
- (ロ) 機構等について、パンフレット、ホームページ等であらかじめ必要な知識及び情報を習得し、機構等に関する主な質問には受託者自身が答えられるように準備するとともに、必要に応じて機構等へ問い合わせができるような体制を整備すること。

ハ 関係者の同行

所管課の担当者又はラボの構成団体の職員が同行を希望する場合には、必ず連携すること。

ニ 訪問先企業等の情報の共有

- (イ) 訪問計画や活動内容、ヒアリング内容、その他訪問活動時に得た全ての情報は、定期的に所管課へ共有すること。
- (ロ) 共有する資料は訪問報告書（任意様式）を基本とし、共有の方法は所管課と協議すること。
- (ハ) この事業で得た企業情報等は全て山形県に帰属するものであること。ただし、受託者にて得た情報を自らの事業活動等に活用する場合には、この事業における情報収集前に適切なルールを所管課と協議の上定めて遵守するとともに、訪問先企業等にもその旨、説明を行って理解を得ること。

ホ その他

特段の理由なく目標を到達しない場合は、委託料から相応の減額をすることとし、金額については山形県と協議すること。

(3) DX推進コーディネータとの情報共有、助言等

イ 機構に所属しているDX推進コーディネータが効率的に企業等に訪問できるようにするため、(2)により収集した情報を所管課及びDX推進コーディネータに共有すること。

ロ DX推進コーディネータによる優先的な伴走支援が必要と思われる企業等のリストアップを行うとともに、DX推進コーディネータから助言を求められた場合には、適宜対応すること。

(4) セミナーの開催

DXに関するセミナーを開催すること。この場合において、オンラインによる開催も認めるが、必ず1回は、会場を確保して開催すること。

(5) 広報支援

所管課からの広報物の配布依頼については、この事業の遂行に支障がない範囲で対応すること。

(6) その他

この事業の遂行に当たっては、この仕様書及び受託者による提案書に沿って適切に行うとともに、必要に応じて所管課及び機構等と協議の上、実施すること。

6 状況報告

受託者は、委託業務の履行状況について報告を求められた場合には、山形県の定める方法により速やかに報告すること。

7 特記事項

(1) この事業に関する事務は、受託者が行うこと。

(2) 受託者が、この業務委託により新たに制作した制作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに定める全ての権利を含む。）は、山形県に帰属するものとし、山形県は、これらの制作物（写真、イラスト、文章、ホームページ画面、データ等）を無償で自由に二次利用できるものとするとともに、制作者は山形県に対して著作人格者権を行使しないものとする。

(3) 制作物の中に第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、それぞれの著作権者と協議の上、利用を行うこととする。二次利用についても同様とする。

(4) 制作物に係る著作権・肖像権処理等に関して第三者と紛争が生じたときは、受託者は直ちにこれを山形県に報告し、受託者の責任と費用負担において解決すること。

(5) 受託者は、この業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守しなければならないこと。

(6) この事業の実施に当たっては、責任者を明確にし、所管課の職員その他の関係者との連絡を密にし、遺漏のないようにすること。

(7) 受託者は、この業務に係る契約の終了に伴い、他者にこの業務の引継ぎを行う必要が生じたときと所管課が判断した場合には、所管課の指示を仰ぎながら事前に必要な措置を講じるとともに、円滑な引継ぎを行うこと。

(8) 受託者は、この事業に係る苦情等について、責任を持って対応すること。

- (9) この事業の関係書類を整備し、保管すること。必要な書類の提出や実地検査等には、協力すること。
- (10) 新型コロナウイルス感染症その他の感染症の拡大による移動の制限を余儀なくされた場合においても、事業の継続ができるよう対応策を講じること。

8 その他

この仕様書に疑義が生じたとき又はこの仕様書に定めのない事項が生じたときは、その都度、山形県と協議するものとする。